

少年サポートチームの現状と課題

- 非行少年の心のサインが聞けるチーム作りへ -

矢 作 由美子

(文教大学付属教育研究所客員研究員)

The Present Condition and the Problem of a Juvenile Support Team ; How to Make the Team in order to Hear the Real Message from Juvenile Delinquents

YAHAGI YUMIKO

(Guest Researcher of Institute of Education, Bunkyo University)

要 旨

少年サポートチームとは何なのか。この活動の必要性と意義を検討し、実際のケースを含めたこの事業の問題点と課題について述べたい。

はじめに

文部科学省は、平成14年3月に国立教育政策研究所生徒指導センターから提出された調査報告書(「問題行動等への地域における支援システムについて」以下「報告書」とする)を受け、少年の環境調整を図るべく関係諸機関の行動連携とサポートシステムの重要性を訴えてきた。しかし、2003年7月、子どもを取り巻く一連の事件があり、平成14年度から各指定地域で取組んできた「サポートチーム等地域支援システムづくり推進事業」の再点検を迫られる結果となった。2003年7月30日に開かれた「学校と警察など関係機関の連携のあり方を議論する研究会」(以下「研究会」とする)の初会合の内容が新聞にも取り上げられるほどであった。その記事によると、『関係機関との連携学校側の意識希薄』という見出しで、学校は、『自分たちだけで解決できる』と思い込むなど連携意識が希薄。と

掲載されていた(日経新聞;平成15年7月31日(木)38頁)

つまり、学校は、起きている問題を、ぎりぎりまで他の機関に委ねないで、問題を抱えているといった指摘のつもりであろう。果たして、「連携意識が希薄」と言い切れるかどうかは疑問が残る。確かに、学校は、重大事件がおきない限り、問題点が表面化しづらい。ただし、学校によっては、問題行動を起こした児童生徒の事後対応策(少年法の下で保護手続中の少年、児童自立支援施設から戻ってくる少年、保護観察中の少年)など、家庭裁判所の調査官や児童相談所、保護司等と話し合いを重ねてきている学校もある。そのような学校がある中で、文部科学省が推進する少年サポートチーム(以下「サポートチーム」と称する)は、事後対応だけでなく、予防と言った観点を重視する意向を示した。その為には、従来からある関連諸機関の連携にとどまらず、

迅速な対応と積極的な連携ができるようすめられた。学校は問題解決を表に出しながらない事への改善策がねらいと考えられる。その為にも、少年サポートチームの必要性和、その問題点を明らかにしていく必要があるだろう。そこで、本稿研究目的は、文部科学省が推進するサポートチームに限定して、この活動の意義を明らかにしていきたい。その為にも、実際に携わっている地方自治体の教育委員会担当者から、この事業について聞き取り調査を行い、その結果にもとづいて報告する。まずは、サポートチーム事業の位置付けと、設立経緯から説明していく。

尚、別組織として、警察庁生活安全局少年課が推進している少年サポートチームがあることから簡単に概略だけ触れておく。警察の場合は、「少年サポートセンター」を中心に、2001年から大都市の警察本部において整備され始めた。概ね、警察庁が考えるサポートチームとは、「対象となる少年を中心に、各々の機関の業務内容に応じて、各機関ができることとできないことをはっきりさせながら、関係する各機関が連携して、よりよい対応を実現する」といった主旨である。筆者は、実際に活動をしている北海道警察本部のサポートチームについて、2003年4月、担当者等に運用状況等の調査を行った。そこから得たことは、警察庁が推進するサポートチームが、恒常的に組織化されつつあるということであった。少年サポートセンターを中心に機能している体制は、児童相談所と補導センターが1つになったような錯覚をおこさせるほどの内容が盛り込まれており、資金力、人材とも満たしきるまでになっていた。文部科学省のサポートチームとは大きな違いがあり、人的にも十分とはいえず、ケースに応じて随意性があるチーム編成では限界を感じえない。

1. サポートチームの位置づけと今後の展開

平成12年12月にまとめられた「教育改革国民会議」の報告では、暴力行為が約3万5千件、いじめが約3万1千件、また、不登校児童生徒が約13万4千人に上るなど、児童生徒の問題行動について憂慮すべき状況があると指摘していた。「問題を起こす子どもへの対応をあいまいにしない」といった提案がなされたことから、2001（平成13）年7月、学校教育法の改正によって、小・中学校における出席停止制度の改善が図られた（ただし、国会での附帯決議において、出席停止期間中の支援措置のための条件整備が求められている）。同年4月には、「少年の問題行動等に関する調査研究協力者会議」の報告において、学校と関係機関との「行動連携」の必要性が強調された。その具体策としてサポートチームの設置等が提言がなされた。さらに、文部科学省は、平成14年度から新規事業として「サポートチーム等地域支援システムづくり推進事業」を行うこととなった。この事業の流れについては、図1に示す通りである。また、この調査に関連し、文部科学省から提供された資料に基づき、概説する。

平成14年度は、全国100の地域（各都道府県・指定都市2地域）が、サポートチーム事業のモデル地域に指定された。内容としては、問題行動の防止・対応を図るための機能的・効果的なサポートチームのあり方、深刻な問題行動の発生に際しての学校に対する効果的な援助（出席停止期間中の学習支援等への援助等）、学校外における効果的な学習支援（青少年教育施設、教育センターなど）についてどのように推進していくか研究を行うといった方針がたてられた。予算額は1億円で、体制については、退職教員、地域ボランティア、関係機関OBなどを活用して、サポートチームの会議を開催し、問題行動を起こす児童生徒への支援を継続的かつ機動的

に行うとするものであった。また、都道府県段階においては、この事業の評価・分析を行い、各地域の成果に基づく国レベルの支援策（実践事例集の作成、関係機関との連携の指針づくり等）の検討がはかられることとなった。文部科学省は、この取り組みが全国的に推進されるよう、モデル地域での実践研究に対しては、援助するとしている。達成効果と達成時期については、有効な実践事例を収集し、情報提供や、関係機関の連携に必要な指針づくり等の体制づくりと、整備を図っていくこととともに、平成17年度末の時点で、全国の各市町村において、サポートチームの編成が達成し、地域ぐるみで対応出来る連携のシステムを構築することを目標としている。

また、平成15年度については、予算額を88,695,000円としている。平成14年度と同様に、問題行動の防止・対応を図るため、機能的・効果的なサポートチームのあり方などを推進している。つまり、取組の中心が、どうしても問題行動を起こす児童生徒に対する保護策の色合いが強くなってしまい、結果として問題傾向の進んだ少年への対応が多くみられた。そのため、関係機関（警察、児童相談所、保護司）などで知っている少年であることが多くなってしまった。そのような傾向から、該当する少年に対しては、情報交換、処遇後の検討、学習指導、生徒指導、教育相談等の支援、保護者及び学校への援助と、予防の観点ではなく教育と保護を重視するものになってしまった。また、問題行動等により被害を受けた児童生徒へ支援なども必要であるとの認識のもと対応を行っている。

では、実際、どのように取り組まれているのか、K市の少年サポートチームから検証していきたい。

2. K市における少年サポートチームの現状

筆者は、2003年2月、東北地方南部にあるK市のサポートチームについて、K市教育委員会の担当者から聞き取り調査を行った。これまでも多くの関心ある教育関係者が、視察に訪れるほど、先駆的な取り組みを行ってきている。

K市のサポートチームは、平成12年から、「小中学校における生徒指導上の諸問題に対応する基本構想」を基にはじめられている。特徴としては、児童生徒の健全育成をめざす長期的視点と、非行の未然防止を図る短期的な視点から策定されている。学校もまた、この点を留意しながら、教育委員会のサポートチーム担当者と話し合いをもつなどしている。それは、家庭や関係機関と連携し、協力体制を築くなど、実態面に目をそらさずに、対処していこうとするものである。

手続の流れとしては、まず校内サポートチーム（校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、学級担任、養護教諭、校医、スクールカウンセラー、その他）を編成し問題解決に取り組む。それでも解決が困難な場合にのみ、必要に応じて地域サポートチームとの連携を考慮しながら少年サポートチームを編成する。チーム編成については、市教育委員会、学校、警察署、保護司会、児童相談所、医師会、福祉事務所、保健所、少年センター等の関係機関と連携、協力しながら、個々の少年の問題に応じた解決に取り組むことになる。さらに、3つのポイントに留意している。1つは、問題行動の的確な実態把握、2つ目が、情報の共有化、3つ目が、役割分担と行動連携である。つまり、情報交換だけでなく、各機関の特性に応じて役割を分担し、対象となっている少年への適切な連携を行っている。K市の場合は、教育委員会担当者が事務局をつとめ、各機関との連絡・調整に当たるなどしている。

また、スタッフにも恵まれている。教育委員会から一名と、年配の警察官OB一名の計2名が、専属スタッフとして動いている。日頃の仕事の中で、常に、様々な資料や情報を各関係機関に伝え、この活動への理解に協力を促している。こうした、地道な活動が効果を生み、結果として、各関係機関との連携も迅速さを増すなど、電話ひとつの対応にしても、先方の理解が得られ易くなっている。例えば表1に示すように、多くの機関が少年の更生に携わり必要に応じた各機関の連携ができ、最も重要な継続的対応が出来るようになった。図2にあるような連携が、少年のみならず、親への働きかけも行うなどしている。また、総合教育センターの活用など段階的に少年の気持ちを聞き、最終的に学校へ戻っていけるよう、多くの大人たちがじっくりと少年にかかわっている。この点が高く評価されるゆえんであろう。こうしてK市の少年サポートをみてきたが、何より、この活動の為にスタッフの努力とこの取り組みにける現実問題が目前にあるからかもしれない。

3. 少年サポートチームの必要性和意義

平成14年3月の国立教育政策研究所生徒指導研究センターの調査報告書「問題行動等への地域における支援システムについて」²⁾では、サポートチームの必要性和効果について指摘がなされた。軽微な非行の段階でどのように大人たちがかかわっていくかは重要になる。児童福祉法の範囲内で、関係する小・中学校、警察、児童相談所、児童自立支援施設等と連携をとりながら、しかし、解決していく方法が見つからないまま問題行動は、エスカレートするばかりで、解決に至らなかったケースもあったと考えられる。それは、各機関が順送りをしたり、自分の手から放れば、次の機関に委ねるといった状況があったからではないだろうか。その様な反省からも、少年サポートチームの必要性はあると考える。少年

へのかかわりとしては、最終的にフィードバックできる連携が必要であるが、連携機関の理解を得るまでには大変である。時には、地域の人たちの協力を得ることで効果が得られることなどからも、段階的に連絡機関を組替えながら、迅速な対応をすることも必要である。特に、家庭の問題が深刻な場合には、少年の保護を優先する体制づくりが出来るサポートチームの役割は大きい。また、家出や交友不良等の「く犯」少年や、非行がエスカレートしている少年には、図2で示すように、継続的な協議と、段階的な連携が必要になってくる。それでも、どうしても少年法に基づく対応をせざるを得ない場合には、さらに継続的な対応が期待されている。サポートチームの存在が大きいその理由としては、家庭での教育力が望めない等の理由や、転落していく可能性が危惧される場合など、家庭裁判所調査官等の専門家が関われることで、少年を保護するのが適当であると考えられているからである。しかし、この活動に関心のある法学者からは意見の分かれるところではある。また、非行がエスカレートした少年への更生を手助けするサポートチームの役割としては、多くの大人たちが継続的に少年を見守っていく体制作りが一番重要となってくる。

これまで、約100ケース以上の事案を手がけてきた、北海道警察本部少年サポートセンターの龍島・梶による論文では、「子どもたちのさまざまな問題に関して、その発生の源には、子どもの周りの人間関係の希薄さが、かなり大きな要因になっていることがあるとすれば、サポートチームという仕組みは、子どもの周りの人間関係を濃くする仕組みということやそれまでとはちょっと違った関係者の動き方として、対象となった子どもたちや保護者に、大きな影響を与える可能性があり、子どもたちを加えて、保護者や周りに働きかける側も含めた大人たちが、これまでとは違った地域社会のつながりを形成して行くきっか

けにもなるかもしれない」と述べて報告されている。長年、実践にかかわってきた両氏の意見は、文部科学省が推進するサポートチームの今後の取り組みについても、大きな示唆を与えるものである。両氏の指摘どおり、子どもを取り巻く環境の中で大人の間人関係の濃さが、この取り組みに反映してくることは言うまでもない。改めて、サポートチームは地味な活動ではあるがその果たす役割りの大きさを痛感する。

4. サポートチームの問題点と課題

本来、この事業の役割は、少年の問題行動を未然に防ぐために行動連携し、少年の“心のサイン”を早期に受け止めるといった意図があったはずである。しかし、実施してみれば、非行傾向の進んだ少年を学校から別の機関に移す受け皿を増やした感は否めない。本年7月、長崎で触法少年が引き起こした重大事件の場合を考えても、もし、サポートチームが十分、長崎で機能していたとしても、事件は防げたのであろうか。ただし、日頃からの連携があったとすれば、この少年が警察に補導された段階で、どこが指導力を持って責任ある役割を果たすべきなのかは明らかであったはずである。協議する段階で適切な判断を長崎の児童相談所がしていれば、警察に保護される措置が後々問題にならなくてすんだのではないか。この様な痛ましい事件を通してしか学べない制度へのあり方をまず反省すべきではないのか。この事件を機に、2003年7月、文部科学省は、初等中等教育局長名で「児童生徒の問題行動等へ対応の在り方に関する点検（通知）」を出すこととなった。そこには、サポートチームの必要性と再検討についての報告を提出するよう、各都道府県知事・教育委員会教育長に求めている。今後、サポートチームが、どのように機能しているかが明らかにされてくるだろう。

サポートチームの取り組みは、まだ始まっ

たばかりである。現時点で抱える課題としては、依然として存する学校の「抱え込み」の問題、チーム構成員間の情報共有の問題（プライバシー、守秘義務との関係）、各関係機関間の情報共有の問題、関係機関の積極的な参加を得る上での困難（例：事業の趣旨の不徹底、意識の齟齬、児童相談所等の多忙さ、司法機関である家裁の立場など）、チーム対応の採否についての判断基準、役割分担の不明確さ、指導員をめぐる問題（例：位置付け・権限のあいまいさ、勤務形態、保険など）、非協力的な保護者への対処のあり方（例：チーム関与の同意等）、ボランティア組織との関係をめぐる問題（例：青少年健全育成協議会、保護司会、民生・児童委員）などまだまだ不十分な点が多い。

これらの課題は、一長一短に解決されるものではないだろう。筆者は、決して、消極的な面だけをあげているわけではない。サポートチーム事業が成功するためには、各関係諸機関の間で、「きっとあそこなら一緒に協議し引き受けてくれる」といった信頼関係を築けるかどうかである。これまで、幾つかのサポートチームの現状を調べてきたが、文部科学省が推進するサポートチームは、総合的教育支援という大きな枠組みの中で、生徒指導上の諸問題に対応するひとつの手段でしかないことから、その対象となる少年は、暴行行為、不登校（遊び・非行型など）、授業離脱・校内徘徊などの問題行動の他、万引き、性の逸脱行動、深夜徘徊、家出など、様々な非行傾向の進んだ少年たちとなってしまっている。また、その様な少年たちをとりまく環境にひそむ問題点も明らかにされつつある。特に、児童虐待や家庭の養育力の低下など深刻な問題も増えている。教育委員会を中心とする場合、K市のように、十分動ける職員を配置出来る場所は少ない。

学校は、特徴のない児童生徒の前兆に気づいていたとしても、すぐにサポートチーム編

成の要請をするとは考えにくい。あくまでも学校側の判断する深刻度合いの加減（解決出来ないと判断する格差）によって、連携の段階が変わってくる。その為に、「いきなり」型の少年事件などは防ぎきれないともいえる。また、教育委員会中心のサポートチームは、問題が解決すれば、「随時解散」というものである。この「解散」と言う言葉の意味には、注意しなければならない。それは、少年の立ち直りが見られたと判断した時に「解散」とするといった意味ばかりではない。少年の中学校卒業を目安として、「解散」する場合もある。また、養護施設、児童自立支援施設、矯正施設等に行ったことにより「解散」という場合である（その多くが、1ヶ月程度で解散する）。特に、「卒業」と「施設送り」は本当の意味での問題解決とは言えないのではないだろうか。一番重要なのが、中学卒業後であったりするからである。卒業後の問題は十分検討されているとはいえない。今後のサポートチームのあり方を考える意味においても着目していきたい。

5. 今後の少年サポートチームの展望

学校は、従来通りに、学級単位でまず問題を解決していくことにはかわりはないだろう。ただし、気づいた時にサポートチームをどれだけ利用する気になるかである。様々な専門家の意見を採り入れる寛容さが必要となってくるだろう。例えば、保護司との協力関係のあり方にしても、少年の学校での居場所を確保するために、少年の気持ちが教員等に伝わるように出来ることは重要である。また、この活動を通して、気になった点は、ぐ犯を中心とする「非行エスカレート型」についての対応策である。あくまでも少年の保護策が必要である。また、初期非行の予防を視野においた観点から、少年法と児童福祉法の守備範囲内での段階的なサポートチームの編成に期待したい。さらに、少年を取り巻く家庭環境

の調整の為に、社会福祉事務所や、精神保健等、行政内の連携を深める必要もある。さらには、地域住民（民生委員・児童委員等）との連携も重要となってくるだろう。特に、最近の問題としてDVや児童虐待で、かなり深刻になっている場合は、弁護士会との連携も視野に入れながら適切な対応が望まれる。これまで以上に、サポートチームの果たす役割は大きいものがある。「行動連携」を目指すには、迅速な対応が出来るよう、まずは、各省庁間（文部科学省、警察、厚生労働省）で同様な事業を行っていることから重複部分を避けるためにも、省庁間の話し合いが十分取られることを期待したい。

おわりに

最後に、副題とした、「子どもの心のサインが聞けるチーム作りへ」という点については、今、少年が何を考え行動しようとしているのか、わからなくなっている大人へ、どうしたら少年の心が開けるのかをサポートチームで協議して行って欲しい。改めて、本報告において、協力して下さった、K市教育委員会の担当者の方、文部科学省初等中等教育局児童生徒課の担当者の方々、北海道警察少年サポートセンターの方々に感謝申し上げる。そして、K市の担当者は、2003年4月から小学校校長として赴任されており、サポートチームで取り組まれてきた経験を、今後は、校長会や保護者会などで伝えて行って下さることを節に願いたい。

<注>

1: 2003年7月、長崎市内で児童誘拐殺害事件が生じ、同市内の中学1年生の男子児童（当時12歳）を補導。幼児を持つ親たちの子育てへ不安を大きくする結果となった。また、沖縄県内中学生による中学生リンチ殺害事件や、東京の四女児監禁事件など事件が相次いだ。

2: 開始当時は、制度的根拠のないままのスタートであったが、その後、国として根拠規定を作る手続がとられた。昭和30年代から続いてきた警察庁の次長通達である「少年警察活動要綱」に代わり、国家公安委員会規則である「少年警察活動規則」（平成15年1月1日施行）が制定され、根拠規定が設けられた。これにより、少年事件捜査以外のサポートセンターの主な活動である補導、少年相談、被害少年の保護などの活動について、準則が定められるとともに、サポートセンターがカウンセリング等の専門職員からなる組織として、正式に認められたのである（荒木二郎「少年の現状に応じた少年警察ボランティア制度の変革」『季刊社会安全』2003.4 No.48、36頁～37頁）。

3: 龍島秀広、梶裕二「非行における臨床心理的地域援助 関係機関の連携方策について」、『臨床心理学』特集非行臨床2002.3.10第2巻第2号（通巻8号）223頁～232頁

4: この報告の要旨は、次の通りである。学校だけの取り組み、あるいは学校と関係機関との単なる情報交換（「情報連携」）のみでは十分でない。相互に連携して一体的な対応を行うこと（「行動連携」）が重要となってきた。そこで、関係機関の職員からなる「サポートチーム」を組織化するなど、地域における支援システムづくりについての研究が必要としている。特に、政府関与の必要性と、地方との役割分担の適切さについては、児童生徒の問題行動への対応を図る上で、学校と関係機関との連携が「情報連携」に止まり、

「行動連携」が十分になされてこなかったことが指摘されている。国においても、かねてから通知や研修会等を通じて、連携の必要性を指導してきたところであるが、必ずしも十分に浸透していなかった。そこで、各地域においてサポートチームづくりをするために、まず、先導的かつ実践的な研究を行うよう、国として援助することになった。その成果を踏まえて有効な実践事例を収集し、情報を提供すること、関係機関との連携の指針づくりを行うことなどが必要とされる。民営化・外部委託の可否については、学校及び関係機関との密接な連携の下、児童生徒の問題行動への対応のあり方を研究するという事業の性格を踏まえると、民営化・外部委託になじまないとする。次年度から開始しなければならない緊急性としては、児童生徒の問題行動が憂慮すべき状況にあること、さらに法改正によって出席停止制度の改善が図られ、深刻な問題行動を起こす児童生徒に対する支援の充実が求められていることなどから、学校と関係機関との連携を強化することは喫緊の課題となっていると指摘している。

5: 鈴木敏之「出席停止制度の改善と今後の課題」『月刊生徒指導』2002年7月号36頁

6: 佐久間正弘「郡山市のサポートチームの取り組み」『月刊生徒指導』2002年7月号26-30頁

7: 「ぐ犯」規定は、少年法の保護主義のあらわれであり、少年法3条1項は、審判に付すべき少年の一つとして、ぐ犯少年をあげている。ぐ犯少年とは、ぐ犯事由が存在しその上で、ぐ犯性が認められる少年のことをいう。

8: 服部朗「ぐ犯の意義といわゆる“いきなり型”非行」『三原憲三先生古希祝賀論文集』成文堂、2002、780頁において、服部教授は、「国立教育政策研究所生徒指導センターの調査報告書の提案には、いきなり型非行への予防的対応として重要なものが含まれる。しかし、課題もある。まず、指導ではなく、支

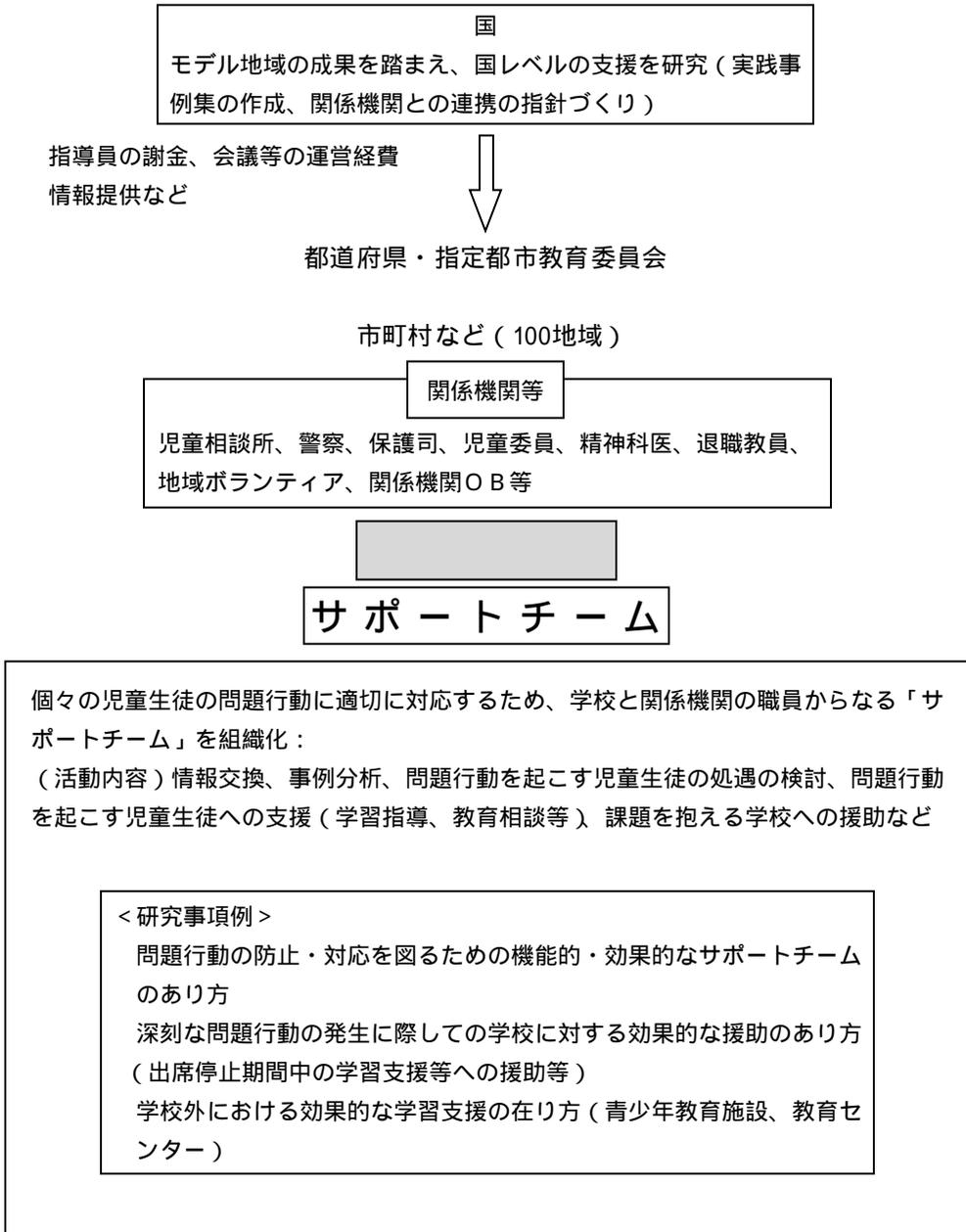
援という視点を明確にすることが重要と思われる。また、これと関係するが、援助という視点が弱くなると、校則違反等の規律違反に目が向けられ、個別的対応の姿勢が後退してしまうことになる」と指摘している。また、「いきなり型については、前兆的行動があるとしても、それは問題行動ではないことがほとんどである。また、前兆が問題行動としてあらわれている場合であっても、そのほとんどは少年法3条1項のぐ犯事由には該当しない。したがって、少年法による対応は不可能であり、また、対応すべきでない。少年法の目的は少年の健全な育成にあり、また、いきなり型とぐ犯とは危機にあるという点で共通しているとしても、ぐ犯事由に該当しない者に対して介入することは、適正手続保障の観点か

ら許されない」と指摘している。

④ 龍島・梶：前掲論文230頁～231頁

⑤ 平成15年度の指定地域となっている広島市では、他の自治体と異なり、この支援システムづくりの推進事業を、2つの中学校区に絞り込んでいる。この様に地域を限定したことについて、広島市教育委員会青少年部相談指導担当者は、「サポートチームについては、市内に公立学校が60校あり、中学校教員、小学校教員を加配する措置をとっていくことについても限定した方がより具体的な対応が出来るのではないか」といった説明を受けた。指定された学校については、教育現場の事情に合わせたと考えられるが、問題をかかえた学校が選ばれたかどうかは定かではない。

図1 サポートチームへの支援について



（文部科学省初等中等教育局作成チャートより）

表1 K市における少年サポートチームの具体例

<p>【事例1 万引き・援助交際・夜間徘徊・無断外泊に関わる連携（図2参照）】</p> <p>1. サポートチーム編成までの経過</p> <p>校長のリーダーシップのもと校内サポートチームを編成し指導体制を取り対応してきたが、限界を超える問題行動であったため、学校からの報告を受け、学校に助言・指導をしてきた市教育委員会は、少年サポートチームに切り替えた。理由としては、A子(中学2年女子)の問題行動が校外で行われていること、他校生徒との付き合いがあること、成人男性との付き合いが考えられること、家庭の教育力に期待ができないことから学校だけでは対応が困難であると判断し、少年サポートチームを編成して対応することとした。</p> <p>2. 少年サポートチームの構成</p> <p>市教育委員会（学校教育課・総合教育支援センター）、在学中学校、他校の中学校、警察、保護司会</p> <p>3. 各関係の対応・連携の経過</p> <p>（警察）虞犯少年として補導 （家庭裁判所）短期保護観察処分 （保護司）少年と母親同伴での話し内の場をもつ。少年は、「学校へ通って集団の中で学習することは出来ないが総合教育支援センターの適応指導教室へなら通うことができそうである」ことから、学校へ報告 （学校）市教育委員会、総合教育支援センターと協議し、保護者の考えや希望を聞きながら適応指導教室へ通級を認めることとした。</p> <p>4. 状況の変化、成果と課題</p> <p>少年補導員や生活安全課の警察官と話をするようになり、将来の希望を話すようになった。しかし、登校はできず、時折、夜の徘徊はまだ見られることから、各機関のかかわりは継続。</p>
--

図2 事例1における各機関の連携図

